

今月の トピックス

「紀の川漬」を伝統の紀州だいこんで！

～和歌山地区漬物協同組合～

「紀州だいこん」は、江戸時代から和歌山市周辺の砂地で生産され、全盛期には栽培面積が1200ヘクタールを超えたといわれています。

やがて時代の推移と共に、生産し易い「青首大根」が主流となり、今ではこの伝統野菜を栽培する農家を殆ど見かけなくなりました。

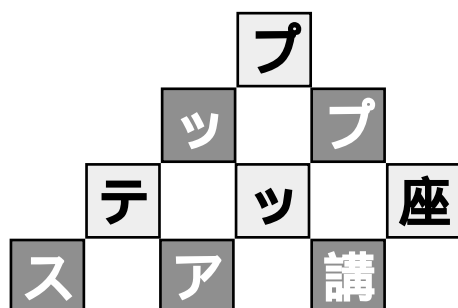
和歌山地区漬物協同組合では、県農業試験場に「紀州だいこん」復活の協力をもちかけ、県の施設にあった休眠中の「種」を市内の畑に蒔き、共に栽培と研究を重ねてきました。

純白で柔らかい肉質の「紀州だいこん」の安定生産に向けて、さらなる改良を重ねているところですが、今後組合では、この復活された紀州だいこんを使って“紀の川漬”を生産していく予定です。

独特の甘みと風味を兼ね備えた伝統の「紀州だいこん」を使った“紀の川漬”が、地域特産のブランド漬物として再び脚光を浴びる日も近いことでしょう。



和歌山地区漬物協同組合
和歌山市湊1820番地
(株)増徳内
TEL 073 - 455 - 1319



「総会を控えての決算書

決算終了後に開催される通常総会においては、一年間にわたる組合活動の結果を決算書という形で組合員に報告し、その承認を求めなければならない。そこで、今回はこの総会の主役である組合決算書の作成に当たって、理事及び事務局が留意すべき五つのポイントについて述べてみることにする。

第一点は「証憑書なくして経理なし」ということである。これは、日常の取引を記録（仕訳）するためには、その取引の存在と事実を証明する証拠書類が必要であるということ——つまり、「証拠書類がなければ取引を仕訳してはならない」という経理の格言である。中小零細の同族会社であれば、オーナー社長の意思と自己責任のもと安易な経理が行われることもあり得る。しかし、組合は中小企業者の集合体であり共同経営体である。組合員はそれぞれ別人格を持ち、しかも、組合との関係でみれば出資者であり取引先であり組合の経営者（理事）でもある。また同時に、ライバル企業でもある。故に組合の経理には透明性と公平性が強く求められるのである。そして、これを担保する手段が証憑書に基づく経理なのである。証憑書とは具体的には、請求書、納品書、領収書、各種事業規約や規程、総会や理事会の議事録、出勤簿等々で伝票起票のもととなった証拠書類の全てを指す。決算に際しては、**決算数字の原点であるこうした証憑書類**をもう一度しっかりと確認点検することが極めて重要である。

第二点は「決算総たな卸」という作業である。たな卸というと商品や製品、資材といった在庫の実地調査ということが本来的な意味合いであるが、ここでいう

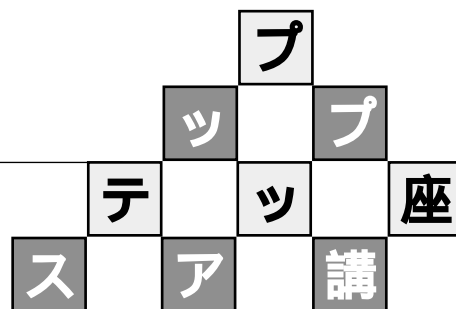
決算総たな卸とは組合の全ての財産及び債務についての現物調査と実在調査を指す。すなわち、財産目録や貸借対照表に記載される資産、負債の全てについて実査をし、その実在性、資産性、負債性について検討を加えるという作業である。

具体的には資産の部では**現金**については実査、**預貯金**は残高証明書と現物通帳の実査、**売掛債権**は与信限度額の確認及び取引先との残高確認書の交換照合、**未収金**は賦課金や貸付金の利息等で計上漏れなどがないか、**貸付金・立替金・仮払金等**は、それがルールどおりに行われたものか精算もれはないか、精算時期はいつか等を確認する。**商品や資材等**のたな卸すべきものについては、組合内にあるものと外部（担当組合員のところやメーカー、問屋等）にあるものの双方を実地に現物調査する。また**切手、印紙、商品券等**も現物確認のうえ貯蔵品として計上する。

固定資産である**土地建物**については法務局で登記事項証明書を取り、その存在と担保の有無等について変更がなかったか確認する。また土地等の時価についても調査しておく。**償却資産**はその実在と共に使用状況や老朽化程度等について現物チェックを行う。**有価証券・関係団体出資金等**については、証券の現物確認を行うほか、処分（売却）可能価額についても調査しておく。次に負債の部であるが**買掛債務**は取引先との残高確認書の交換照合、**借入金**は総会での借入限度額の確認と共に契約書及び残高証明書との照合、返済遅れの有無等について確認する。**未払金や未払費用**は取引発生時期や債務の履行時期等を確認し、負債の存在や債務の確定性について検討する。**前受金、仮受金、預り金**については、発生源泉ごとに明細書を作成し相手

作成の留意点」

中小企業等協同組合会計基準作成委員
税理士 塚 越 正 司



方との照合確認を行う。**賞与引当金や退職引当金**については、組合における支給規程に基づいて当期分としての必要額が計上してあるか確認する。—— このようにして、まず財産目録等に記載された数字を現物や存在事実と照合する。そのうえで長期滞留の売掛金や未収金については貸倒処理などを検討し、不良在庫品については廃棄処分を行う。また時価が大きく下がった土地等については評価損を計上するか又は財産目録にその旨注記することを検討する。こうして組合の財産に影響を及ぼす可能性のある事実は決算に際してこれを組合員にディスクローズするとともに先送りしないで、できるだけ早く処理してしまうことが組合の財務体質を強くするポイントである。

第三点は、「**事業別損益**」についてである。複数の経済事業を実施している組合では、事業ごとの採算をみるため、事業別の損益計算を行う必要がある。なぜなら、これをしなければ、当期利益又は欠損の原因がどこにあるのか判らないことになってしまい、組合運営の基本である公平性が損なわれてしまうからである。つまり赤字事業を行っている組合員は黒字事業の組合員の利益（配当をもらう権利等）を侵害していることになり、組合の基本ルールである受益者負担の原則に反するのである。事業に要する費用はその事業を利用する者がこれを負担するという至極単純なルールが実は組合運営の要諦でもある。したがって事業別の損益計算書は組合では決算上必須のものであるといえる。

第四点は「**剰余金の処分**」についてである。組合は定款の規定により毎期の利益の10%以上を利益準備金及び特別積立金として並びに5%以上を教育情報費用繰越金として翌期に繰越すことが義務づけられてい

る。すなわち、最低でも毎期の利益の25%以上を内部留保するよう求められているのである。

これは、組合は加入脱退が自由であるため財政基盤が不安定になりがちであるという観点から設けられたルールであるが、資金調達を銀行や組合員に頼らない経営をするうえでも、自己資本の充実強化は組合にとって極めて重要な政策である。

最後の第五点は「**持分会計**」についてである。

持分とは、組合員が組合財産に対して共有部分として有する計算上の価額であり、組合員が脱退した時と組合が解散した時に具体化する。そして、この場合財産の評価については「時価」によるべきとの判例が昭和44年に最高裁より出されている。従って組合の持分の計算は、時価による資産から時価による負債を控除して時価ベースの正味財産を計算し、これを出資の総口数で除して一口あたりの持分を計算することとなる。そのうえで定款の払戻規定に基づき全額か又は出資額を限度とする持分の払戻しを行うという手順が求められる。

すなわち、土地や有価証券などを保有する組合では、通常の財産目録のほかに時価ベースの財産目録が必要となり、脱退者の持分の払戻しについては、時価ベースで判断することとなるのである。したがって、例えば持分払戻が出資額限度である場合において、組合の正味財産が簿価ベースでは赤字であっても、含み益のある土地を評価することにより時価ベースの正味財産が黒字となるときは、持分の払戻しは出資額全額を払い戻すこととなる。逆に、簿価では黒字であっても、時価ベースでの正味財産が赤字となる場合には、出資額全額の払戻しに制限が加えられることとなる。

和歌山県CLOのご案内

～ 複数県が連携する広域CLO ～

募集期間 ● 平成16年4月1日(木)～平成16年5月20日(木)

和歌山県は中小企業者が必要な事業資金を確保するためにCLO融資制度の取組みを実施致します。

CLO(ローン担保証券)とは複数の融資債権を取りまとめて、証券化を行い、投資家からの資金を調達することにより、中小企業者に無担保融資を行うものです。また本件は地理的に離れた県が連携して取組むCLOとして日本初のスキームであり、和歌山県、宮城県、鳥取県、佐賀県内に事業所を有する中小企業者を対象としております。是非今後の資金調達手段としてご検討ください。

● 特色 ● 物的担保は不要・連帯保証人は代表者のみ・期間5年・固定金利

● 参加企業条件 ●

基本条件 以下の全ての項目を満たしていること

債務超過でないこと

直近の決算において経常利益を計上していること

直近の決算において有利子負債月商倍率(有利子負債/平均月商)が10倍以内であること

● 融資条件 ●

利用限度額	基本条件・優遇条件：10百万円～50百万円(百万円単位)
融資実行日	平成16年7月30日(予定)
融資期間・元金返済方法	5年/平成17年7月より半年毎に元金均等返済(9回)
融資利率	固定金利(募集状況、融資時の市場金利等を勘案して融資実行直前に最終決定します。現状の金利水準では証券化に要する費用と合わせて年率2%前半程度を想定しています。)
信用保証料率	年率0.7又は1.05%を取組時に一括支払(予定)
担保	無担保
保証人	原則として代表者のみとする。
期限前弁済	原則不可

● 融資取扱金融機関 ●

商工中金、紀陽銀行、和歌山銀行、きのくに信用金庫

ご留意点

このご案内は和歌山県CLOの募集開始をお知らせするものであり、一切の信用保証・ご融資等を確約するものではありません。

金融機関・保証協会の審査の結果、ご希望に沿えないこともございます。

融資利率などの条件は金融環境・市場動向により変動がございます。

本件に関する問い合わせ先

取扱金融機関の各支店窓口

和歌山県信用保証協会業務部 TEL：073-433-9704、9705

和歌山県商工労働部産業支援課 TEL：073-435-2568

がんばる中小企業

「なんでも相談ホットライン」



0570-009111

(受付時間：平日 午前9時～午後5時)

相談したいことがあふれるが...

なんでも相談できるかな...



【ご注意】

(回線がつながると...秒おくらすというアナウンスが流れます。)

・通話料は発信者側の負担となります。 ・携帯電話(一部を除く)、自動車電話、PHS、列車公衆電話、船舶電話からはご利用になれません。

中小企業総合事業団では全国8ヶ所にある中小企業・ベンチャー総合支援センターに、中小企業の方が気軽に経営相談等を受けることができる電話相談窓口(ホットライン)を開設しました。ホットラインは、全国どこからかけても最寄の支援センターにつながります。ぜひご利用下さい！

ホットラインの内容

- 専門家等による経営・技術相談
- 専門家等による中小企業施策・制度活用相談
- 中小企業経営および中小企業支援に関する情報提供
- その他、中小企業経営に関する相談

対象となる人

- 株式公開をめざしているベンチャー企業(中小企業)
- 経営革新、第二創業、新事業開拓をめざしている中小企業
- 創業予定者、創業間もない中小企業
- その他経営問題の解決をめざしている中小企業



各センター所在地

中小企業・ベンチャー総合支援センター

■ センター北海道：札幌市北区北7条西2-8 [北ビル7階]	TEL 011-738-1365
■ センター東北：仙台市青葉区中央1-3-1 [アエル11階]	TEL 022-716-1751
■ センター東京：東京都港区虎ノ門3-5-1 [虎ノ門37森ビル1階]	TEL 03-5470-1620
■ センター中部：名古屋市中区丸の内2-4-7 [愛知県産業貿易館西館6階]	TEL 052-220-0516
■ センター近畿：大阪市中央区大手前1-7-31 [大阪マーチャントイズビル7階]	TEL 06-6910-3866
■ センター中国：広島市中区鉄砲町1-20 [第3ウエノヤビル6階]	TEL 082-502-7246
■ センター四国：高松市塩屋町8-1 [セントラル第2ビル2階]	TEL 087-811-1752
■ センター九州：福岡市博多区博多駅東2-6-23 [住友博多駅前第2ビル4階]	TEL 092-432-3716



中小企業・ベンチャー総合支援センター
(中小企業総合事業団)
☎03-3433-8811(代)

平成16年度和歌山県中小企業融資制度

この制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を県と金融機関が協調して融資することにより、その経営の安定、体質の強化、近代化及び合理化を図り、もって中小企業の発展に資することを目的としています。

制度名	資 金 区 分		融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額
中 小 企 業 振 興 資 金 融 資	一 般 貸 付 資 金	一 般	1 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 2 融資申込日現在において、県内で1年以上継続して事業を行っている方	設備近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要な設備資金	所要資金の90％以内で 5,000万円
		小 企 業 者		事業活動に必要な運転資金	5,000万円 500万円
	特 別 小 口 資 金		次のいずれにも該当する方 1 小規模企業者の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3 税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 （ア）源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は、法人税） （イ）事業税 （ウ）県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4 協会保証付きの債務（特別小口を除く。）がない方	設備資金 運転資金	中小企業信用保険法第3条の3第1項に規定する額 現在1,250万円
季 中 小 融 資 業	夏 季 資 金		県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 受付期間 平成16年6月1日から平成16年7月30日まで	運転資金	1,000万円
	年 末 資 金		県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 受付期間 平成16年10月1日から平成16年11月30日まで	運転資金	1,000万円
中 小 企 業 経 営 安 定 融 資	経 営 安 定 資 金	一 般	次のいずれかに該当する方 1 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者に該当し、事業活動に支障を生じている方（市町村長の認定を受けた者） 2 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める次の方 （ア）不況業種を主たる事業とする者 （イ）小企業者（ただし、設備資金は小規模企業者とする。） 3 （財）和歌山県中小企業振興公社に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同公社理事長の証明を受けた方	運転資金	2,000万円
		小 企 業 者		設備資金 （小規模企業者に限る。）	2,000万円
				運転資金	2,000万円
	災害復旧対策資金		災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の		
中 小 企 業 組 織 強 化 融 資	協 同 組 合 等 育 成 強 化 資 金		次のいずれにも該当する方 1 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合、その他商工中金の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあっては、中央会会長の推薦を受けた方	福利厚生施設整備資金、設備近代化資金、組合共同施設設備資金、協業化諸施設設備資金 運転資金	1組合当たり 1億円 1組合員当たり 5,000万円
中 小 企 業 特 別 資 金 融 資	新 規 開 業 支 援 資 金（A 型）		経験や資格等を生かして、独立して新たに事業を開始しようとする方（開業後1年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方 1 法律に基づく資格を有し、その資格を生かして事業を開始しようとする方 2 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく出願公告又は設定の登録を受けた技術をもって新たに事業を開始しようとする方 3 同一企業に継続して3年以上、かつ同一業種に通算して7年以上勤務し、退職後1年以内に同一業種の事業を営もうとする方（法人役員経験者を含みます。）	設備資金	所要資金の70％以内で1,000万円 IT関連設備資金は別に500万円
				運転資金	所要資金の70％以内で500万円
	新 規 開 業 支 援 資 金（B 型）		独立して創業しようとする方（開業後1年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方 1 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 3 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 4 事業を営んでいない個人が創業し、創業後1年未満の方 5 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後1年未満の会社 6 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後1年未満の会社	設備資金	自己資金相当額 以内で、 1,500万円
				運転資金	

融資制度は、平成16年4月1日現在（金融情勢の変動により金利等を変更する場合があります。）

表中、小規模企業者とは、従業員数20人以下（ただし商業、サービス業は5人以下）の個人、法人をいいます。

表中、小企業者とは、従業員数9人以下（ただし商業、サービス業は4人以下）の個人、法人をいいます。

融 資 利 率	信 用 保 証	信用保証料率	融資期間	償 還 方 法	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	申 込 先
年1.6%	要	年0.7% ～ 1.05%	10年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫	取扱金融機関 又は 信用保証協会
年1.4%			6 年 以 内				
年1.5%	要	不要	6 年 以 内	割賦償還	不要	近畿産業信用組合 ミレ信用組合 和歌山県信用農業 協同組合連合会	
その都度定める	必要に応じ要	年0.7% ～ 1.05%	1 年 以 内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による		
年1.2%	要	年0.7% ～ 1.05%	6 年 以 内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行・UFJ銀行 三井住友銀行・りそな銀行 みずほ銀行・南都銀行 泉州銀行・百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行・第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.0%			7 年 以 内				
			6 年 以 内				

適用については、その都度別途定める。

年1.6% 小企業者は 年1.4%	必要に応じ要	年0.7% ～ 1.05%	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	割賦償還	保証協会及び 商工中金の所 定の条件によ る	商工組合中央金庫	中小企業 団体中央会 又は 商工組合 中央金庫
年1.5%	要	年0.95% ～ 1.05%	7年以内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 南都銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
			5年以内	割賦償還 (据置6ヶ月以内)			
年1.6%	要	年0.7%	7年以内	割賦償還 (据置1年以内)	不要 (ただし、会社 代表者は連帯 保証人としま す。)	紀陽銀行、南都銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫、新宮信用金庫 (A型以外の取扱い機関) UFJ銀行、三井住友銀行 りそな銀行、みずほ銀行 泉州銀行、百五銀行、第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 (B型、離職者の取扱い機関) 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	取扱金融機関 又は 信用保証協会
			5年以内	割賦償還 (据置6ヶ月以内)			

制度名	資金区分		融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額		
中小企業特別資金	離職者創業支援特別資金		雇用保険受給中（申請中も含む。）であり、離職票により倒産又は事業主からの働きかけによる離職（重責解雇を除く。）であることを確認できる方で、新たに事業を開始しようとする方	設備資金	1,000万円 IT関連設備資金は別に 500万円		
				運転資金	500万円		
	金融取引安定化特別資金		破綻金融機関等の取引中小企業者で、当該金融機関が発行する事業資金取引証明書で貸出等について正常な取引関係にあることの証明を受けられる方	運転資金	2,000万円		
	緊急経済対策資金	長期	次のいずれかに該当する方 1 最近3か月の平均売上高が前年若しくは2年前又は3年前の同期の月平均売上高に比して5%以上減少している方 2 前号に該当する方のうち、減少率が10%以上の方で、平成13年12月までに借り入れた不況対策特別資金（平成12年度までの同資金の返済用資金を含んだ融資金を除く。）の返済のための資金繰りに支障を生じており、本制度の融資金で返済をすることにより資金繰りの改善が図られる方	運転資金	3,000万円		
				短期一般	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方	運転資金	1,000万円
				短期売債	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方	運転資金	3,000万円
	連鎖倒産防止資金		破産、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下「破産等の申立て」といいます。）を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業（以下「倒産企業」といいます。）との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立てを行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 1 倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権（以下「未収債権」といいます。）を有する方 2 倒産企業に対して50万円未満の未収債権しか有していないが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方	運転資金	3,000万円		
中小企業成長支援融資	ベンチャー企業支援資金		中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方	設備資金	1組合当たり2億円 （うち運転資金は1億円）		
				運転資金	1企業当たり1億円 （うち運転資金は5,000万円）		
	経営革新支援資金		中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方	設備資金	5,000万円 （うち運転資金は2,000万円）		
				運転資金			
	IT投資支援資金		次のいずれかに該当する方 1 情報ネットワークを使い、商品の開発やサービスの提供、企業間取引を始める方 2 経営の近代化・合理化等を行うため、IT機器を導入する方 3 デジタル情報の製作、ソフトウェア等の開発・支援、情報ネットワークの構築・運用等を行う方	設備資金 （IT関連設備に限る。）	3,000万円		
	ISO・HACCP取得支援資金		次のいずれかに該当する方 1 国際標準化機構が制定した国際規格（ISO9000又はISO14000シリーズ）の認証（以下「認証」といいます）を取得するために設備の導入又は改修をおこなう方 2 食品衛生法の総合衛生管理製造過程（HACCP）及び和歌山県食品衛生管理認定の承認を取得するために設備の導入又は改修をおこなう方 3 上記1又は2の認証等を取得するための審査登録費用、コンサルタント費用等を必要とする方	設備資金	2,000万円 （うち運転資金は1,000万円）		
				運転資金			
環境保全施設整備資金		和歌山県環境保全施設整備資金融資借入申込に係る対象施設認定要領に基づく対象施設の申請を行い、知事の認定を受けた方で、当該申請に従って対象施設の整備を実施する方	設備資金	所要資金の90%以内で5,000万円			
中小企業資金繰り円滑化特別融資	資金繰り円滑化特別支援資金		次のいずれにも該当する方 1 融資申込時点において、和歌山県中小企業融資制度（和歌山県信用保証協会の保証付き）に係る借入金残高（平成16年3月31日までに融資実行された借入金に係る残高のうち、融資期間が1年以内の短期資金及び資金繰り円滑化特別支援資金に係る残高を除いた残高をいう。）のある者 2 本制度を利用することにより、月々の返済負担を軽減することができる者 3 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での完済が十分見込まれる者	返済資金 運転資金	8,000万円		
	雇用創造対策資金		常用労働者（ただし、新卒者で、雇用保険の被保険者資格取得者に限る。）を3人以上雇用し、それに伴い設備資金（設備資金の利用に伴う運転資金を含む。）を必要とする者 また、上記常用労働者を3人以上雇用する予定の者（2か月以内に雇用する見込みの者）を含む	設備資金	所要資金の90%以内で5,000万円		
				運転資金	設備資金の利用に伴うもので5,000万円		
	再生支援資金		和歌山県再生支援協議会による支援決定により、再生計画書を策定し、それに基づいて事業再生を実施する者で、なおかつ、金融機関独自の融資を当該資金と同額以上受けることができる者	設備資金 運転資金	金融機関独自融資相当額以内で1億円		
ビジネス評価支援資金		和歌山県中小企業ビジネス評価委員会による事業認定を受けた方で、なおかつ、金融機関独自の融資を当該資金と同額以上受けることができる者	設備資金 運転資金	金融機関独自融資相当額以内で1億円			

信用保証料については、有担保保証の場合0.95%、無担保保証の場合1.05%の料率が（但し、それぞれについて過去の返済が順調であった事業者については、0.05%、は、保証協会による保証承諾時に事業者毎に決定される。

融 資 利 率	信 用 保 証	信用保証料率	融資期間	償 還 方 法	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	申 込 先
年1.0%	要	年0.95% ～1.05%	7 年 以 内 5 年 以 内	割賦償還 (据置2年以内) 割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行、南都銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行、きのくに信用金庫 湯浅信用金庫、新宮信用金庫 (A型以外の取扱い機関) UFJ銀行、三井住友銀行 りそな銀行、みずほ銀行 泉州銀行、百五銀行、第三銀行 関西アーバン銀行、近畿大阪銀行 (B型、離職者の取扱い機関) 近畿産業信用組合、ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7% ～1.05%	5 年 以 内	割賦償還 (据置6ヶ月以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.0%	要	年0.7% ～1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年0.8%	要	年0.7%～1.05%	1 年 以 内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	取扱金融機関 又は 信用保証協会
年0.8%	要	年0.7%	1 年 以 内	金融機関の所定 の条件による	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	取扱金融機関 又は 信用保証協会
年1.0%	要	年0.7% ～1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7%～1.05% (無担保無保証人 保証の場合は年 1.2%)	10 年 以 内 7 年 以 内	割賦償還 (据置2年以内) 割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7% ～1.05%	7 年 以 内 5 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内) 割賦償還 (据置6ヶ月以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.0%	要	年0.7% ～1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7% ～1.05%	7 年 以 内 5 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内) 割賦償還 (据置6ヶ月以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7% ～1.05%	10 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.9%	要	年0.7% ～1.05%	8 年 以 内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行、UFJ銀行 三井住友銀行、りそな銀行 みずほ銀行、南都銀行 泉州銀行、百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行、第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫、新宮信用金庫 (資金繰り資金のみの取扱い 機関) 和歌山県信用農業協同組合連 合会 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	取扱金融機関 又は 信用保証協会
年1.4%	要	年0.7% ～1.05%	8 年 以 内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行、UFJ銀行 三井住友銀行、りそな銀行 みずほ銀行、南都銀行 泉州銀行、百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行、第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫、新宮信用金庫 (資金繰り資金のみの取扱い 機関) 和歌山県信用農業協同組合連 合会 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7% ～1.05%	8 年 以 内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行、UFJ銀行 三井住友銀行、りそな銀行 みずほ銀行、南都銀行 泉州銀行、百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行、第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫、新宮信用金庫 (資金繰り資金のみの取扱い 機関) 和歌山県信用農業協同組合連 合会 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7% ～1.05%	8 年 以 内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀陽銀行、UFJ銀行 三井住友銀行、りそな銀行 みずほ銀行、南都銀行 泉州銀行、百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行、第三銀行 関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫、新宮信用金庫 (資金繰り資金のみの取扱い 機関) 和歌山県信用農業協同組合連 合会 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	商工政策局 産業支援課 又は 振興局 地域行政課

そのうち、貸出リスクの小さい事業者については、さらに0.05%を割引いた料率が、また、セーフティネット保証に該当する場合0.7%の料率が適用される。但し、これ

和歌山県人事異動

商工労働部関係

平成16年4月1日付

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
商工労働部 商工政策局長	藁科 善崇	商工政策局 商工労働総務課長
商工政策局 商工労働総務課長	西上 邦雄	商工政策局商工振興課長
商工政策局商工労働総務課 償還指導室長	中尾 順茂	那賀振興局県民行政部 副部長総務課長事務取扱
商工政策局商工労働総務課企画員 (株)パーチャル和歌山総務広報部)	御前 祐司	商工政策局 新産業室長補佐
商工政策局商工労働総務課企画員 (株和歌山リサーチラボ総務企画)	温井 敬忠	農業政策局 農林水産総務課総務班長
商工政策局 商工労働総務課長補佐	鷲山 智	県議会事務局 議事課議事班長
商工政策局 商工労働総務課総務班長	田中 亨	総務管理局 財政課予算総括班長
商工政策局商工労働総務課 政策班長兼政策審議室主任	崎山 剛二	社会福祉局長寿社会 推進課サービス整備班長
商工政策局 商工労働総務課主任	川崎 良雄	社会福祉局福祉保健総務課 主任(県社会福祉協議会)
商工政策局 商工労働総務課主任	山下 芳弘	計画局企画総務課主査
商工政策局商工労働総務課 主査(株)パーチャル和歌山)	長田 和直	共生推進局青少年課主査
商工政策局商工労働総務課 主査(株)パーチャル和歌山)	阪口 公章	商工政策局新産業室主査 (株)パーチャル和歌山)
商工政策局 商工労働総務課主査	明石 幸子	商工政策局 商工労働総務課副主査
商工政策局 商工労働総務課副主査	南 紀雄	商工政策局商工労働総務課 副主査(経済産業省に派遣)
商工政策局商工労働総務課 企業立地室長	浅利 武	文化国際課企画員(県文化振 興財団県民文化会館管理業)
商工政策局商工労働総務課 企業立地室立地プロジェクト班長	土井 雅史	商工政策局新産業室 立地プロジェクト班長
商工政策局商工労働総務課 企業立地室立地環境整備班長	上西 令子	商工政策局新産業室 立地環境整備班長
商工政策局商工労働総務課 企業立地室主任	谷口 恵美	商工政策局新産業室主任
商工政策局商工労働総務課 企業立地室主査	城 泰成	商工政策局新産業室主査
商工政策局商工労働総務課 企業立地室主査	上野 貴久	商工政策局新産業室主査
商工政策局商工労働総務課 企業立地室副主査	東山 俊也	環境政策局環境生活総務課 副主査
商工政策局商工労働総務課 企業立地室副主査	栗生 有香	商工政策局新産業室 副主査
商工政策局商工労働総務課 企業立地室主事	中谷 庄吾	採 用
商工政策局 商工振興課長	西村 誠造	海草振興局県民行政部長
商工政策局商工振興課 工業振興班長	江川 和明	商工政策局 商工振興課調整班長
商工政策局 商工振興課主任	峠原 和明	商工政策局 商工振興課主査
商工政策局 商工振興課主査	吉田 雅彦	教育委員会事務局主査
商工政策局 商工振興課主査	市川 早苗	海草振興局 県民行政部主査
商工政策局 商工振興課主査	谷脇 太雄	海草振興局建設部主査
商工政策局 商工振興課主査	宮田 隆司	教育委員会事務局主査
商工政策局 商工振興課主事	松下 教子	採 用

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
商工政策局 産業支援課長	永井 慶一	商工政策局新産業室長
商工政策局 産業支援課副課長	矢口 雅一	商工政策局新産業室企画員 (株)リサーチラボ総務企画部長)
商工政策局産業支援課 企画調整班長	駒井 哲夫	商工政策局新産業室 eビジネス振興班長
商工政策局産業支援課 新事業支援班長	児玉 征也	商工政策局新産業室 新事業支援班長
商工政策局産業支援課 金融班長	藤本 陽司	商工政策局商工労働総務課 融資助成班長
商工政策局産業支援課 主任	井辺 光真	県立こころの医療センター 主任
商工政策局 産業支援課主任	西 正也	商工政策局商工労働総務課 主任(県中小企業振興公社)
商工政策局産業支援課 主任(テクノ振興財団)	吉増 雅一	健康局国民健康保険課 主任
商工政策局 産業支援課主任	飯島 孝志	商工政策局新産業室主任
商工政策局 産業支援課主査	岡畑 好紀	警察本部
商工政策局 産業支援課主査	西 保義	商工政策局 商工労働総務課主査
商工政策局 産業支援課主査	野崎 忠克	商工政策局新産業室主査
商工政策局 産業支援課主査	岡本 悦宏	商工政策局新産業室主査
商工政策局 産業支援課主査	藤谷 宣之	商工政策局新産業室主査
商工政策局 産業支援課副主査	大石 崇	総務管理局人事課副主査
商工政策局 産業支援課副主査	寺村 有史	商工政策局 新産業室副主査
商工政策局 産業支援課主事	貴志 尚史	商工政策局新産業室主事
県参事 (県中小企業振興公社事務局長)	小堀 基二	商工労働部商工政策局長
商工政策局産業支援課企画員 (県中小企業振興公社総務資金部長)	佐竹 哲治	商工政策局 新産業室副室長
商工政策局産業支援課 主任(県中小企業振興公社)	島 秀之	県土整備政策局 技術調査課主査
商工政策局産業支援課 主査(県中小企業振興公社)	瀧本 宏	総務管理局 人事課考査・研修室主査
商工政策局産業支援課 主査(県中小企業振興公社)	藤田 知生	商工政策局商工労働総務課 主査(県中小企業振興公社)
商工政策局産業支援課 主査(県中小企業振興公社)	古田 茂	県工業技術センター 主査研究員

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商 工 労 働 部 商 工 政 策 局 商 工 労 働 総 務 課	商工労働部 商工政策局長	小堀 基二	県参事(県中小企業 振興公社事務局長)
	商工政策局 商工労働総務課長	藁科 善崇	商工労働部商工政策局長
	商工政策局 商工労働総務課主任	土井 安児	ブランド推進局マーケティ ング推進課開発分析班長
	商工政策局 商工労働総務課長補佐	田畑 嘉信	労働政策局 雇用推進課副課長
	商工政策局商工労働総務課 総務企画班長兼政策審議室主任	下前 英章	出納室長補佐
	商工政策局商工労働総務課 融資助成班長	藤本 陽司	商工政策局 産業支援課金融班長
	商工政策局 商工労働総務課主査	西 保義	商工政策局 産業支援課主査
	商工政策局 商工労働総務課主査	岩橋 計幸	伊都振興局 農林水産振興部主査
	商工政策局 商工労働総務課主査	大野 雅史	県立医科大学主査
	商工政策局 商工労働総務課主査	友淵 淳	警察本部
	商工政策局 商工労働総務課副主査	明石 幸子	商工政策局 商工労働総務課主査
	商工政策局商工労働総務課 副主査(経済産業省に派遣)	南 紀雄	商工政策局 商工労働総務課副主査
	商工政策局商工労働総務課 償還指導室長	向井 登	退 職
	商工政策局 商工労働総務課主査	藤本 香代	退 職
商 工 労 働 部 商 工 政 策 局 商 工 労 働 総 務 課 企 業 立 地 室	商工政策局新産業室長	永井 慶一	商工政策局産業支援課長
	商工政策局新産業室 副室長	佐竹 哲治	商工政策局産業支援課企画員 (県中小企業振興公社総務資金部長)
	商工政策局新産業室企画員 (㈱サーチアボ総務企画部長)	矢口 雅一	商工政策局産業支援課 副課長
	商工政策局新産業室企画員 (㈱バーチャル和歌山総務広報部)	辻岡 健志	観光局観光振興課副課長
	商工政策局 新産業室長補佐	御前 祐司	商工政策局商工労働総務課企画員 (㈱バーチャル和歌山総務広報部)
	商工政策局新産業室 eビジネス振興班長	駒井 哲夫	商工政策局産業支援課 企画調整班長
	商工政策局新産業室 立地プロジェクト班長	土井 雅史	商工政策局商工労働総務課 企業立地室立地プロジェクト班長
	商工政策局新産業室 立地環境整備班長	上西 令子	商工政策局商工労働総務課 企業立地室立地環境整備班長
	商工政策局新産業室 新事業支援班長	児玉 征也	商工政策局産業支援課 新事業支援班長
	商工政策局 新産業室主任	石井 正明	環境政策局 廃棄物対策課主任
	商工政策局 新産業室主任	谷口 恵美	商工政策局商工労働総務課 企業立地室主任
	商工政策局 新産業室主任	飯島 孝志	商工政策局産業支援課 主任
	商工政策局新産業室主査 (㈱バーチャル和歌山)	野崎 雅昭	東牟婁振興局 農林水産振興部総括主査
	商工政策局 新産業室主査	笹 雅量	県東京事務所主査
	商工政策局 新産業室主査	城 泰成	商工政策局商工労働総務課 企業立地室主査
	商工政策局 新産業室主査	上野 貴久	商工政策局商工労働総務課 企業立地室主査

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商 工 労 働 部 商 工 政 策 局 商 工 労 働 総 務 課 企 業 立 地 室	商工政策局 新産業室主査	野崎 忠克	商工政策局産業支援課 主査
	商工政策局 新産業室主査	岡本 悦宏	商工政策局産業支援課 主査
	商工政策局 新産業室主査	藤谷 宜之	商工政策局産業支援課 主査
	商工政策局新産業室主査 (㈱バーチャル和歌山)	阪口 公章	商工政策局商工労働総務課 主査(㈱バーチャル和歌山)
	商工政策局新産業室 副主査	栗生 有香	商工政策局商工労働総務課 企業立地室副主査
	商工政策局新産業室 副主査	寺村 有史	商工政策局産業支援課 副主査
	商工政策局新産業室 主事	貴志 尚史	商工政策局産業支援課 主事
	商工政策局新産業室 主任	高瀬 光準	農業政策局農地整備課 水利防災班長
	商工政策局 商工振興課長	西上 邦雄	商工政策局 商工労働総務課長
	商工政策局 商工振興課調整班長	江川 和明	商工政策局 商工振興課工業振興班長
	商工政策局 商工振興課工業振興班長	野田 孝雄	県土整備政策局 県土整備総務課経理班長
	商工政策局 商工振興課主査	峠原 和明	商工政策局商工振興課 主任
	商工政策局 商工振興課主査	森本 浩	那賀振興局 農林水産振興部主任
	商工政策局 商工振興課主査	岩井 紀生	海草振興局税務部主査
和 歌 山 県 中 小 企 業 振 興 公 社	商工政策局 商工振興課主査	橋本 千幸	県立医科大学主査
	商工政策局 商工振興課主査	木地尾 整	教育委員会事務局主査
	商工政策局 商工振興課副主査	西山 康成	総務管理局財政課主査 (財務省に派遣)
	商工政策局 商工振興課主事	岩本 理恵	西牟婁振興局 県民行政部主事
	県参事 (県中小企業団体中央会)	川崎 弘	退 職
	県参事 (県商工会連合会事務局長)	西出 晋	退 職
	県参事(県中小企業 振興公社事務局長)	小川 誠司	人事委員会事務局長
	商工政策局商工労働総務課企画員 (県中小企業振興公社企業支援部長)	亀井 博文	社会福祉局長寿社会推進課企画員 (県老人クラブ連合会事務局長)
	商工政策局商工労働総務課 主任(県中小企業振興公社)	西 正也	商工政策局 産業支援課主任
	商工政策局商工労働総務課 主査(県中小企業振興公社)	藤田 知生	商工政策局産業支援課主査 (県中小企業振興公社)
和 歌 山 県 中 小 企 業 振 興 公 社	商工政策局商工労働総務課 主任(県中小企業振興公社)	小畑 俊嗣	県工業技術センター 主任研究員
	商工政策局商工労働総務課企画員 (県中小企業振興公社総務資金部長)	北東 弘万	退 職



情報連絡員 スポットライト



和歌山県洋家具商工業協同組合
副理事長

裕 禎己 氏

～組合プロフィール～

本業界は、大正末期より急速に高まった公共建造物や民間施設、生活環境の中調度品の洋風化に伴う需要の増加につれ地場の指物師達が先進製品を模倣し製作したのが始まりとされ、積極的な官民の人材育成もあり地場産業の一角として足場を固めた。

～業界近況について～

量産家具全般については個人消費の低迷等から依然として受注は減少傾向で推移している。別注家具にあっては受注量の減少傾向にあり現在横這い状態が続いている。全般的に個人消費の回復については不透明である為今後の受注はまだあまり期待できない見通しである。

～組合PR～

当組合は近年益々多様化する消費者ニーズ、高度化する技能水準、不足する技能人材、等々対応して技能の伝承、先端技術の研鑽など組合創立以来この種の人材育成事業を反復実施し組合員一致団結して互いに切磋琢磨し業界の地位向上を目指し現在に到って居ます。

～ご自身の日常について～

健康法としてはストレス解消法として暇を見つけて海釣りに出かけます。また適度な運動としては軟式テニスなどで若者と一緒に楽しんでいます。



和歌山市商業協同組合
事務局長

新谷純一郎 氏

～組合プロフィール～

和歌山市の小規模な零細商店、862店が集り、共同事業を行うことを目的として、平成8年に興した組合です。現在行われている事業は、和歌山市共通商品券「ナイスカード」の発行です。

～業界近況について～

商品券事業は、採算のとりにくい消費者へのサービス事業です。事業開始時は、商品券の未換金額で、資金運用を行い、運営するという予定が、極端な低金利となり、組合員からの会費収入に総て依存し事業を続けています。

～組合PR～

ナイスカードは、和歌山市内約1000店の商店でご利用できます。そして、近鉄百貨店・オークワ・イズミヤ・ヒラマツ・ゴトウ本店・ヒダカヤ・コーナンの7社の大型店と提携しています。何時でも、何処の店でも、何を買っても使える商品券です。

～ご自身の日常について～

メンタルハーモニーを求めて、コーラスに嵌っています。4つの合唱グループに所属し、日夜レッスンに興じています。男声合唱団「ほえーる」は、春夏の高校野球・高校バレー全国大会の壮行会等、県主催のセレモニーに参加していますので、そのメンバーの一員として歌っています。又、カルテットを編成し、年1・2回老人ホーム等に出向き演奏しています。



労使がお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省依託事業)

構成団体

- 連合和歌山
- 経営者協会
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.waroushi.jp>

中央会だより

役員会開催

3月10日（水）ルミエール華月殿において、中央会役員会が開催されました。

平成15年度新規加入組合の承認、補正予算案の承認、規程の改正等が審議され、原案通り可決されました。

役員会に引き続いて懇親会が催され、和歌山県商工労働部の小堀商工政策局長、商工組合中央金庫の速水支店長他、ご来賓が出席される中、和やかに歓談されました。



～ 4月1日付中央会人事異動～

専務理事（県参事） 川崎 弘 退任

青年中央会とは？

和歌山県中小企業青年中央会とは、中小企業の次代を担う青年相互の連携により業種を越えた研鑽を行い、和歌山県中小企業団体中央会と緊密な連携のもと、組織活動の推進に清新澁刺たる活力を与え、県下中小企業の振興発展に寄与することを目的として設立されたものです。今年で27年目を迎えます。

会員数は18団体で、各種事業を実施しています。

詳細は総務課まで

- 通常総会・役員会・委員会の開催
- 組合青年部講習会・交流会への助成
（講習会5万円 交流会3万円）

- 青年部交流会の開催
- 近畿ブロック青年中央会へ出席
- 全国青年中央会へ出席

等

平成15年度情報連絡員会議開催

3月5日（金） ホテルグランヴィア和歌山にて情報連絡員会議を開催しました。

情報連絡員制度とは、中小企業の景気動向を把握するために、県内の主要業種の組合役職員の方40名に委嘱し毎月1回ご報告いただいているものです。

会議ではまず、社会保険労務士の富永 博先生を講師に迎え、「労働基準法改正のポイント」と題し、有期労働契約、解雇等に関する改正について説明がありました。

続いて、事務局より1年間情報連絡員の方々にお寄せいただいた情報の報告を行った後、各業界を代表する情報連絡員さんから特筆事項について発表があり、会議は終了しました。



シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることになります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

ここでは今回国会へ提出された改正法案（一部）をご紹介します。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めるときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月	62歳
平成19年4月～平成22年3月	63歳
平成22年4月～平成25年3月	64歳
平成25年4月～	65歳

会員だより

～ 交流スペース「ぶらっと」へ行こう～

和歌山市の北ぶらくり丁に、「まちづくり工房ぶらっと」が開設されています。

空き店舗を改装し、インターネット常時接続のパソコンを設置、機能的なITサロンとして、ぶらくり丁を“ぶらっと”訪れる人たちに気軽に利用してもらおうというもので、商店街案内や各種情報の収集・発信も自在に行えます。

又、市民憩いの交流スペースとしてセンスアップ講座やフォト講座、小学生と外国の方々との語学交流など様々なカルチャー・イベントも実施されています。

気の向くままに“ぶらっと”出かけてみませんか？



(株)ぶらくり

TEL : 073 - 435 - 0560

ぶらくり丁 商店街(協)
北ぶらくり丁 商店街(振)
中ぶらくり丁 商店街(振)
ぶらくり丁大通り商店街(振)
東ぶらくり丁 商店街(振)
本町 商店街(振)

全国の先進組合事例

文化情報複合施設「せんだいメディアテーク」内に連携の拠点を設置

協同組合みやぎマルチメディア・マジック

- | | | | |
|-------|---|--------|--------------------------|
| ●所在地 | 〒983-0852
宮城県仙台市宮城野区榴岡4-13-1
サン・アドバンスビル4F | ●地区 | 宮城県 |
| ●電話番号 | 022-723-8966 | ●主な業種 | 印刷業、コンピュータソフトウェア業、ビデオ制作業 |
| ●FAX | 022-723-8969 | ●組織形態 | 異業種連携組合 |
| ●設立 | 平成8年8月 | ●専従理事 | - |
| ●組合員数 | 8人 | ●組合専従者 | 1人 |
| ●出資金 | 360万円 | ●URL | - |

仙 台市が設置した図書館と情報発信施設を持つ「せんだいメディアテーク」内に共同受注の拠点であるアンテナショップを設置し、幅広い事業展開を実施。

■背景と目的

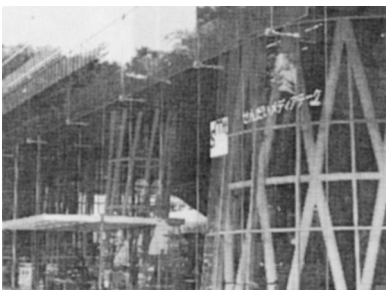
当組合は、インターネットの急速な進展等に伴う新たなビジネスチャンスを獲得するため、デジタルコンテンツの共同受注を主な事業として設立された。以後、県下各組合や地方公共団体、商工会のHPコンテンツを作成するなど、ユニークな存在として、事業展開を行ってきたが、新たなコミュニティビジネスへの参画を図ることになった。

■取り組みの内容

平成14年春、仙台市が設置した文化情報複合施設「せんだいメディアテーク」内に事務所を移転し、共同受注事業の拠点にするとともに、アンテナショップの機能を持つ『メディアアシスト』を設置した。アシストでは、商品販売のほかにメディアテークの受付、システム保守業務等も行っている。

■成果

仙台市が設置した「せんだいメディアテーク」に拠点を移転したことにより、仙台市役所との連携をとりやすくなった。一方、同施設において、ITに関連した各種のセミナーやパソコン研修会が開催されており、その前後には、市民より様々な相談が持ち込まれ、市民団体との共同による事業への道筋も図れるなど、今後のコミュニティビジネスへの展望が開けるようになった。また、アンテナショップは、実践の場であるとともに、様々な機関との連携の拠点と位置付けており、短期的な収益よりも、組合員が単独では困難な事業を展開していくという長期的視点に立って運営している。



▲「せんだいメディアテーク」



▲アンテナショップ
「メディアアシスト」店内



▲岡崎事務局長

インパクトのある一大夏まつりを実践し賑わいを創出

那覇市国際通り商店街振興組合連合会

- 所在地 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地3-29-58
- 電話番号 098-863-2755
- FAX 098-869-6182
- 設立 昭和63年5月
- 組合員数 4組合
- 出資金 40万円

- 地区 那覇市
- 主な業種 小売業、サービス業
- 組織形態 商店街組合
- 専従理事 -
- 組合専従者 3人
- URL <http://www2.dango.ne.jp/naha-kcs>

経営環境の厳しい国際通り商店街全体の活性化という目標に向かって、4商店街が結束し、インパクトのある夏祭りを企画、一大イベントに結実させ大きな成果をあげている。

■背景と目的

国際通りを取り巻く経営環境は、那覇市近郊の大型店の出店により、来街者が減少、それに伴って売上も減少していた。このような状況の下、若手経営者が中心となって「個店及び商店街の活性化」をテーマにKBS（国際通りビジネスセミナー）を実施してきたが、その中から国際通りの夏祭り「1万人のエイサー踊り隊」の企画が生まれ、実践することになった。

■取り組みの内容

「1万人のエイサー踊り隊」を企画したのは、国際中央通商店街であったが、インパクトのある大規模なイベントにするため、若者が中心となり、他の国際通りの3商店街に呼びかけ、統一イベントとして結集することになった。また、行政、関係団体、地域住民等を巻き込むことにより、より魅力的なイベントとして、賑わいを創出することに成功している。

■成果

国際通り商店街全体の活性化という目標に向かって、4商店街が恒常的な協力体制を作っている。県内外にインパクトのある魅力的なイベントとして知られることとなり、参加者5千人、来街者11万人を記録するまでになった。このようなイベントを実現するため、行政、関係団体、地域住民等を巻き込み、協力・協賛体制を確立したことが成功要因である。



▲国際通りトランジェットマイル実証実験



▲2002年夏祭りin那覇「1万人エイサー踊り隊」

情報連絡員誌

2月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

12.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	↓	→	↓
	繊 維 同 製 品	↓	↓	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	→	→	↑
	窯 業 土 石 製 品	→	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↓	→	↑
	そ の 他	↑	→	→	→
非 製 造 業	卸 売 業	→	↓	→	→
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	→	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	→	→	→	→
D I 値		- 27.5	- 50.0	- 37.5	- 40.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

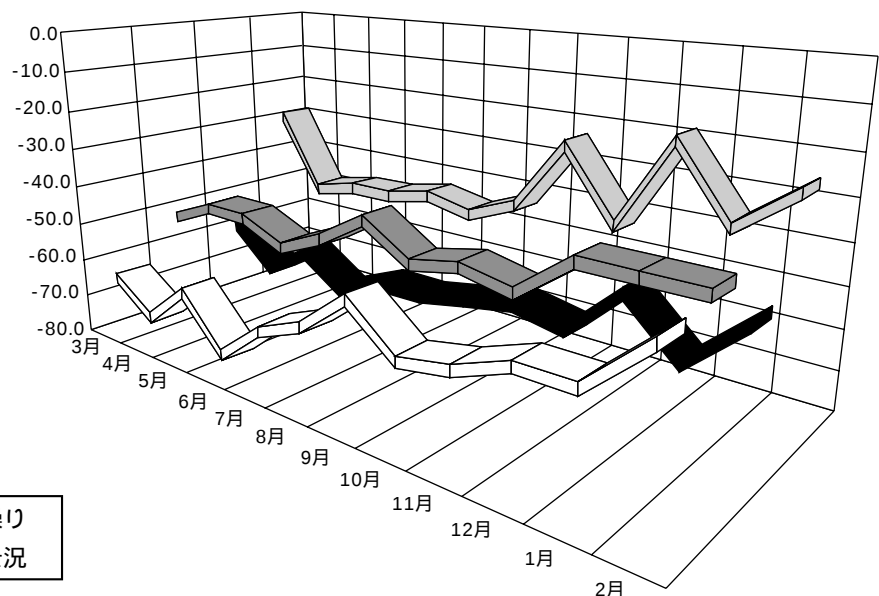
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス40.0ポイントであり、同1月調査と比べて12.5ポイント改善した。

同1月調査と比べ、「売上高」は10ポイント改善、「収益状況」は12.5ポイント改善、「資金繰り」は不変だった。

2月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は18名、「悪化」との回答は19名で、「好転」との回答は3名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移



売上高 資金繰り
収益状況 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	3月24日・25日に食品リサイクル(ゼロエミッション)対策の研修会を開催。(梅干)
織 維・同 製 品	1月の暖冬の影響を引きずって2月も小売業界は良くなかったため、春夏物受注の遅れで当産地の業況も良くなかった。(ニット) 原料高、売れ行き不振。消費の低迷。(手袋)
木 材・木 製 品	受注はマンション等のドア類に集中し、和風建具に関しては相変わらず厳しい。一戸建て住宅の坪単価は低下したままであり、安価な輸入商品との競合により受注単価はますます低下する傾向にある。(建具) 第18回和歌山県家具産地展(5月15日・16日開催予定)に向けて、準備推進中。(家具)
鉄 鋼・金 属	原材料価格の暴騰が続いており、ユーザーに対する値戻し、値上げの要求が認めてもらえるかどうか大きな課題となっている。(鋳物) 鉄鋼業界においては増産になってきている様ですが、協力企業にはまだまだ厳しい状態であり早く緩和してほしい。(住金協力)

● 非製造業 ●

小 売 業	郊外店であるがオークワ小倉店が新規開店した。大型店と商店街の格差は開く一方である。(和歌山市) 商店街の状況としては急に変わる事なく、外部の交通や大手の出店が未だに続いており大変です。何とか地方行政の条項を作って頂きある期間の歯止めになるような事をして頂かないと商店街として歴史、文化もなくなってしまうのではないかと心配です。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	旅館・ホテルは慢性的な過当競争という厳しい経営環境であるが、利用者にとってはあくまでも健全で快適な余暇を提供する場所であり、常にクレームや不満が多発するのは単に旅館・ホテルの問題でなく行政を含めて観光振興策の再構築をすべきだと思います。(旅館) 対前年同月比で、宿泊人員(103.2%)、総売上料金(102.9%)、1人当たり消費単価(99.7%)、総宿泊料金(101.6%)、1人当たり宿泊単価(98.4%)。1～2月の宿泊人員で見ると、15年は139,242人、16年は145,192人で5,950人の増(+4.3%)である。宿泊人員は15年6月より連続9ヶ月対前年同月比増、ようやく底をついた感じか?(白浜旅館) 自動車の販売台数・車検台数も少し上昇しました。3月は期待の出来る月です。(田辺自動車)
運 輸 業	対前年不変としているが、やや悪化傾向である。(和歌山市)

ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメ-ルにてお送り下さい。

1. 組合等名 2. イベント名 3. 実施月日 4. 実施場所 5. イベント内容（簡単に）

和歌山県中小企業団体中央会情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地和歌山県経済センタ-7階

TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108 Eメ-ルアドレス info@chuokai-wakayama.or.jp

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ
和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心！
入院・通院は1日目から補償

毎月20日締切、
翌月1日補償開始



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

☎073-433-0591

中央会共済制度

- マキシムR（逡増定期保険）
損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます
- 総合保障プラン
集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障
- 年金共済（拠出型企業年金保険）
高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）
- 特定退職金共済制度
大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険相互会社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231

FAX 073-423-7017

火災共済

和歌山県火災共済協同組合

◎より安い掛け金！

◎より早い支払い！

◎より簡単な手続き！

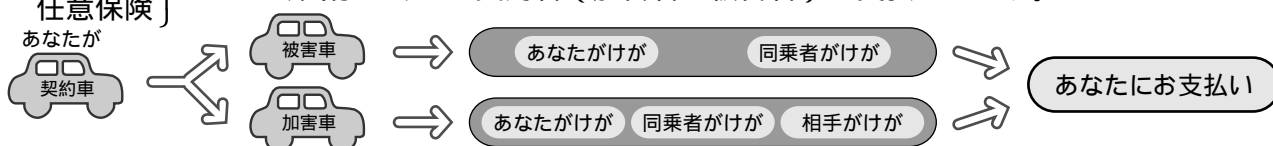
自動車事故見舞金共済

和歌山県中小企業共済協同組合

契約者を救う他に類のない共済制度です。

強制保険
任意保険

とは全く関係なく全て契約者（加害者・被害者）に支払われます。



問合先・和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)